

一般社団法人 沖縄全通共済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄全通共済会（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、沖縄県内の日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険および日本郵政株式会社（以下「日本郵政グループ各社」という。）に勤務する職員の福利共済を充実させるとともに、沖縄県内における郵政事業の活発な活動を促し、ひいては県民の福利の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の生活文化、疾病、災害、教育、事業等に要する資金の貸付
- (2) 会員の傷病、災害、慶弔等の共済給付
- (3) 会員及び一般住民の生活文化に必要な物資の共同購入に関する事業（信用販売事業）
- (4) 貸館、貸席事業
- (5) 過疎地域の福利の向上に寄与する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、沖縄県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、沖縄県内の日本郵政グループ各社に勤務する職員であって、理事会において別に定めるところにより申し込みをし、この法人の会員になった者をもって構成する。

2 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する社員をいう。以下同じ。）は、第11条以下の規定をもって選出される代議員をもって社員とする。

3 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費預け金）

第7条 会員は、会費預け金（以下「会費」という。）として総会の定める額（月2,000円）を預けなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 日本郵政グループ各社を退職したとき
- (3) 代議員の全員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡したとき

- 2 会員がこの法人の会員資格を喪失したときは、会費及び給付金を請求できる。ただし、この法人に対し、未履行の債務があるときは会費及び給付金を債務の履行に充当するものとする。
- 3 前項のただし書きに該当する場合は、債権額及び債務額が確定した日から3週間以内に当該会員に書面を発送し、通知するものとする。

第4章 代議員

(代議員)

第11条 この法人に、概ね会員40名の中からそれぞれ1人の割合をもって選出される代議員を置く（端数の取扱いについては理事会で定める）。

(代議員の選任)

第12条 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

- 2 代議員は会員の中から選ばれることを要する。会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 3 第1項の代議員選挙における選挙権、被選挙権は、選挙年の4月1日現在の会員が等しく有する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

(代議員の任期等)

第13条 前条の代議員選挙は、2年に1度、10月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（同法第63条及び第70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

- 2 代議員の再任は妨げない。
- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

5 第3項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の代議員選挙終了の時までとする。

6 代議員は、会員でなくなったとき、代議員の資格を失う。

(代議員の報酬)

第14条 代議員は無報酬とする。

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには会長は、総会の日々の2週間前までに代議員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき、1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 22 条 総会に出席できない代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出することにより、他の代議員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 23 条 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 24 条 理事が代議員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 25 条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

- 第 26 条** この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち1名以内を副会長とすることができる。
 - 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第 27 条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 28 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、副会長は会長を補佐する。
 - 3 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 29 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 30 条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(免責事項)

第33条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第34条 この法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第35条 この法人は、一般法人法第115条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第 38 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第48条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、総会において総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第 11 章 補 則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は 仲村 信正 とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第12条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。